

2020年度版AFPテキスト 2020年10月改正資料

2020年10月1日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。
FP試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。
なお、該当ページには、2020年度版AFPテキストの該当ページを記載しています。

<金融資産運用設計>

1. 景気動向指数の一致系列に「輸出数量指数」が追加されました。

2020年7月の第12次改定により、景気動向指数の一致系列に「輸出数量指数」が追加されました。これにより、一致系列の採用系列数は「10」となりました。

該当ページ P7

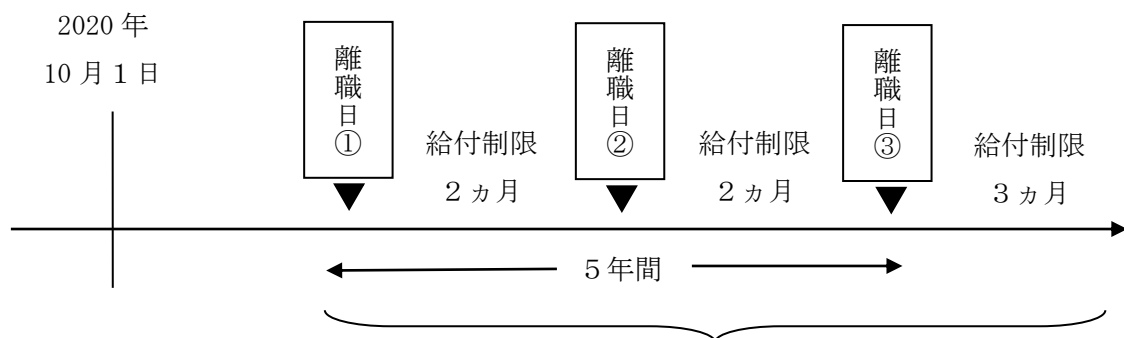
<リタイアメントプランニング>

1. 雇用保険の基本手当等の給付制限期間が、5年間のうち2回に限り原則2ヵ月に短縮されました。

正当な理由がない自己都合により退職した場合、雇用保険の基本手当等の給付制限期間は原則3ヵ月ですが、2020年10月1日以降に離職し、雇用保険の基本手当等を受給する場合、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が原則2ヵ月となります。

なお、2020年8月1日以降、雇用保険の基本手当等の受給資格を得るために必要な被保険者期間の算定方法に、労働時間基準（賃金支払いの基礎となった労働時間数が80時間以上ある月を被保険者期間1ヵ月として計算）が加わりました。

<イメージ図>



2020年10月1日以降、5年間のうち2回までは給付制限期間が2ヵ月となります。ただし、3回目の離職以降、5年間に2回以上の自己都合による離職をしているため、離職日③にかかる給付制限期間は3ヵ月となります。

該当ページ P16

2. 中小企業向け制度（簡易型DC・iDecoプラス）の対象範囲が拡大されました。

中小企業向けに設立手続を簡素化した「簡易型DC」と、企業年金の実施が困難な中小企業がiDecoに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる「中小事業主掛金納付制度（iDecoプラス）」について、2020年10月1日以降、これらの制度の実施可能な従業員規模が100人以下から300人以下に拡大されました。

該当ページ P174

以上